

工事費の20%を補助します! (最高30万円)

住宅リフォーム補助事業

上ノ国町では、町内建設業者による住宅リフォーム工事の費用に対し補助金を交付します。補助金を受けるには、いくつかの条件がありますので下記をご覧ください



補助期間は、

令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間!

◆ 補助対象者

リフォーム等を行う住宅に、現に居住している者又は居住しようとする者で、次のいずれにも該当する者（共同所有の場合はいずれかの一人に限る）

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) リフォーム等を行う住宅の所有者又は所有者の直系親族の者
- (3) 町税に滞納がない者（同居者を含む）
- (4) 町税の滞納に対する制限措置を受けていない者（同一世帯の全員）

◆ 補助対象住宅

町内に建築されている住宅（一体となった車庫、物置を含む）で、併用住宅の場合は、住宅用途の部分のみ

◆ 補助対象工事

次のいずれにも該当する工事

- (1) 新築、増改築やリフォームに要する費用（消費税等含む）が20万円以上のもの
- (2) 町内の建設業許可を有する建設業者又は商工会会員が施工するもの
- (3) 補助金交付決定前に着工していないもの
- (4) 3月中旬までに実績報告書を提出できるもの
- (5) 建築基準法、建設業法その他の法令に違反しない工事

◆ 補助金の算定

- (1) 補助金は補助対象工事費の20%で、1,000円未満の端数は切り捨てる
- (2) 補助金の限度額は30万円とする

※この事業の補助を受けられるのは、事業年度にかかわらず一つの住宅について1回限りです（同一世帯及び同一人につき期間中に1回に限る）

◆ 受付期間

令和3年度：令和3年4月1日～令和4年1月28日（土日祝日を除く）
令和4年度：令和4年4月1日～令和5年1月27日（土日祝日を除く）

※ 令和4年度の補助金予算額は1,500万円です。補助金交付額が予算額に達した場合は申請受付を終了する場合がありますのでご注意ください。

◆ 受付場所（問合せ先）

上ノ国町役場 施設課土木建築グループ 電話 0139-55-2311
※ 郵送では受け付けません、直接お越しください

◆ 申請手続きの流れ

- (1) 工事の内容を申請窓口にご相談し、業者から見積書もらう
- (2) 見積書や図面等の必要書類を添付して申請書等を提出する
- (3) 内容審査後、補助金交付決定書を受領
- (4) リフォーム工事等を行う
- (5) 中間検査を受ける（必要な場合）
- (6) 工事が完成し、支払の終了後、完了届を提出（領収書の写しが必要）
- (7) 町の完了検査合格後、請求書を提出し補助金を受領



◆ 申請に必要な書類

※ 交付申請書、実績報告書、請求書は全て同じ印鑑を使用してください

1 補助金交付申請の時

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 登記事項証明書等（単独所有の場合は固定資産税通知書に同封の課税明細書）
- ③ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ④ リフォーム等工事の見積書（補助対象工事と他の工事を分離したもの）
- ⑤ リフォーム等を行う部分の**着手前写真**
- ⑥ 対象となる住宅の位置図
- ⑦ その他、町長が必要と認める書類（例えば、設備等の仕様書、カタログ等）

2 実績報告書提出の時

- ① 実績報告書（様式第8号）**3月中旬までに提出**
- ② リフォーム等を行った部分の**施工中及び完了後の写真**
- ③ リフォーム工事等に係る領収書の写し
- ④ その他、町長が必要と認める書類（通常は必要ありません）

3 補助金確定通知書を受け取り、請求書提出の時

- ① 補助金交付請求書

※ 申請者が町へ書類を提出するのは、以上の3回になります（ただし、事業内容の変更や中止の場合は別に書類が必要になります）



申請窓口（問合せ先）

上ノ国町役場 施設課土木建築グループ
電話 0139-55-2311